

Navi

Information

No.62
2015.12

特集

福井しあわせ元気国体・大会 「広報ボランティア」活動中!!

2018年に開催される「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会に向けて、県民の皆さんに開催される競技やがんばっている選手のことを知っていただき、両大会を県民総参加で盛り上げていくため、県内各地のスポーツ大会やお祭りなどのイベントで広報活動を行っています。

皆さんの力で広報活動をさらに盛り上げていただくため、「はぴりゅう」率いる「Dinoはびねす」によるPR活動や両大会のPRブース・スポーツ体験コーナーの運営などのお手伝いをしていただく広報ボランティアを募集します。

あなたも、はぴりゅうと一緒に広報活動に参加してみませんか。

チェック!

支援ネットでは、国体・大会広報ボランティアの情報をタイムリーにお届けします!! 「福井県社会貢献活動支援ネット」へアクセスして国体・大会広報ボランティアの情報を得よう!

「希望する活動分野」として「福井しあわせ元気国体・大会関連」にチェックして登録してね!

<https://www.navi-fukui.jp/>



【広報ボランティアに関する問合せ先】

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会

(事務局: 福井県国体推進局企画広報課内) TEL: 0776-20-0726

ホームページは

● 今年度の広報ボランティア募集イベント

イベント名 ▶ 冬季ファミリースポーツ体験フェスタ

開催日時 ▶ 平成28年2月6日(土) 午前中から夕方まで

会場 ▶ 大野エキサイト広場体育館

活動内容 ▶ 着ぐるみの着用・誘導、スポーツ体験コーナー運営のお手伝いなど



NPO法人運営 Q&A



NPO法人として事業を実施するにあたっては法令を遵守し、市民の信頼を得て健全な活動を行うことが求められます。今回、よくある質問や特に確認いただきたいことをまとめました。
※これらは遵守すべき事項の一部に過ぎませんので、今一度法令・定款を確認ください。

Step1 NPO法人の運営については、総会において社員の意思を確認する必要があります。法人の業務を担うのが理事、理事の業務執行や法人の財産の状況を監査するのが監事です。これら法人の役員は、一般的に総会で選出されます。

Q.1 そもそも総会は何のため？

A.1 NPO法人は毎年少なくとも1回、議決権のある会員(社員)向けに社員総会を開催します(通称「総会」)。総会では定款の定めにより事業計画や事業報告をはじめとする重要な議決事項が決められ、NPO法人にとって**総会は、最高意思決定機関**ともいえます。

監事は、NPO法人の業務や会計の状況を監査し、しっかりとその役割を果たした上で、総会にのぞむことが求められます。(監事は法令や定款に違反する重大な事実がある場合には、総会で報告する(法18条))

- Point① …通常総会は**少なくとも年1回開催**しなければなりません(法14条の2)。
- Point② …招集方法など**総会の運営について確認**しましょう(法14条の4他)。
- Point③ …話し合われた内容についての**記録(議事録)**を作成しましょう。

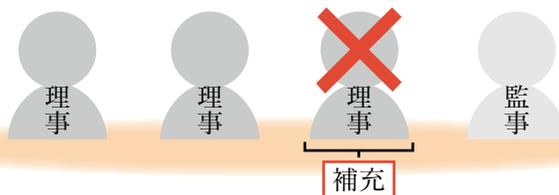
Q.2 役員の数足りなくなりました。どうすればいいですか？

A.2 NPO法では、理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上と定められており(法15条)、各法人の定款でそれ以上の定数を定めています。NPO法で定められた数未満となった時、または、定款で定めた定数の1/3を超えるものが欠けた時は、**遅滞なく補充しなければなりません**(法22条)。

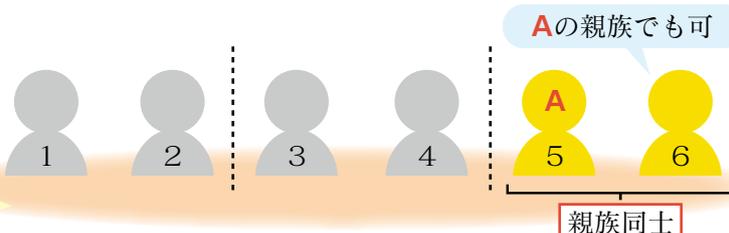
また、役員において、それぞれの役員のうち配偶者もしくは3親等内の親族は1人しか含められず、または総数の1/3を超えることもできません(法21条)。

- Point① …**役員になれない人の条件**も決められています。再確認しましょう。(法20条)
- Point② …**社員の数も10名以上**と定められており下回った場合は補充が必要です。

定款上も法令の最低数(理事3、監事1)としている場合、1人も欠けたら補充。



例えば、役員が6人以上いる場合、役員Aの親族は1人含められる。役員が5人以下だと親族を含められない。(総数の1/3を超える)



Step2

NPO法人として市民に広く受け入れられるために、活動内容が優れているだけでなく、経理業務が適切であることも求められます。

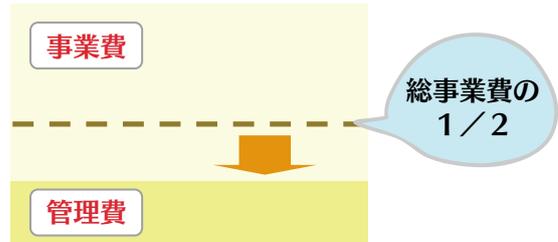
Q3

事業費と管理費はどう違う？どう分ける？

A.3

基本的な考え方として**事業に直接かかった経費を事業費、それ以外が管理費**です。例えばイベント開催の際のチラシ印刷代、会場代や、講師の謝礼などが事業費、総会や理事会の開催経費や経理業務に係る費用が管理費と考えられます。**共通する経費が出てきたら従事割合や使用頻度などによって、按分する割合を決めましょう。**

管理費は法人運営に必要な基礎的な経費ですが、役員報酬や職員の人件費など法人内部に還元される傾向の強いものですので、管理費の規模が大きくなり事業の実施に必要な経費を圧迫することになってはいけません。少なくとも管理費の支出規模は総事業費の1/2以下であることが必要です。



Q4

正しい経理をするため気をつけることは？

A.4

まず、**経理責任者をしっかり決めましょう**。そして、支払事務の**ルールを定め、そのルールを遵守**することが大切です。

NPO法人の場合、経理の担当者は1人ということになりがちですが、お金の管理を任せきりにせず、**複数の人が確認**するようにしてください。例えば、

- ◆支払の際だけでなく、購入(契約)の際も事前に確認(値段、必要性など)
- ◆支払書類は通帳の出し入れと合っているか確認
- ◆支払明細書・領収書が一致しており、時系列に整理保存されているか確認(しっかり納品されていることの確認も行いましょう)

通帳と銀行印を管理する人を分ける、一定額以上の支出は複数の担当者の承認を得るといったルールも効果的です。寄付金などの受け入れの際も必ず領収書を発行し、金額が一致するか確認をしましょう。

また、**定期的に監査を受ける**ことで、経理に関わる人たちが常に緊張感を持つことも大切です。



Q5

NPO法人が所轄庁(県)に会計報告をする理由は？

A.5

NPO法人に関わらず、どのような団体であってもその団体のお金が適正に使われたのかを会員などに報告する義務があります。

NPO法人の場合はさらに所轄庁にも実績報告書の提出義務があります。これはNPO法人が、市民の方に活動を広く知ってもらうため、しっかりと活動していることを自ら公開し、その内容をもって信頼を積み重ねていくことが求められているからです。所轄庁への報告書の提出は、それを通して市民に公開することが第一の目的です。

積極的に情報公開をするためには、組織体制も整っていることが大切です。監査機能もしっかりと働いていることが求められます。

Point① …実績報告書などはNPO法人事務所に備え置き、利害関係人に対して**閲覧させる義務**を定めています。(法28条)

Point② …所轄庁に提出された事業報告書も閲覧請求があった場合、**閲覧させる義務**があります。(法30条)



Step3

法人内での運営が適切に行われていることはもちろんのこと、法人格を持つ団体として関係する所轄庁等へ決められた書類をしっかりと提出する義務があります。

Q.6

法人の運営で、所轄庁(県)への届出はどんなものがありますか？



A.6

①事業報告書、②役員変更届、③定款変更届(認証申請)、④特別代理人選任申請書があります。

	届出時期	提出(添付)書類
①事業報告書	事業年度終了後3カ月以内(法29条)	事業報告書等提出書、活動計算書(注記)、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員名簿
②役員変更届	役員変更の都度(法23条) 新任・再任・任期満了・死亡・辞任・解任など	役員変更届出書、変更後の役員名簿 ◎役員新任の場合 { ・就任承諾及び誓約書の謄本 ・住民票など
③定款変更届	定款変更すべき事由が発生したとき(法25条)	定款変更届出書、社員総会の議事録謄本、変更後の定款
③定款変更 認証申請書		定款変更認証申請書、社員総会の議事録謄本、変更後の定款 { 変更内容によって 事業計画書、活動予算書など
④特別代理人 選任申請書	代表権を有する理事との間の契約が利益相反行為にあたるとして特別代理人を選任する必要があるとき(法17条の4)	特別代理人選任申請書、議事録謄本、就任承諾及び誓約書の謄本、住民票など、特別代理人選任に係る契約書(案)

Point① …①の事業報告書の提出は3カ月以内と法令で定められています。提出が遅れ続けると、県から督促書の送付や裁判所への過料請求と段階を経て、最悪の場合、認証の取消が行われることがあります。(法43条)

Point② …②の役員変更届は、任期満了時に全理事が再任されても提出が必要です。

Point③ …③の届と認証申請の違いは8ページ参照。変更後、登記が必要な場合があります。(Q7参照)登記後は登記完了提出書を所轄庁(県)に提出してください。

Point④ …④の利益相反行為とは、例えば法人の代表理事が所有する土地や建物、物品を法人が賃借、購入する場合があてはまります。法律でこの行為を禁止する趣旨は、法人の利益を損ね、理事が自己の利益の確保を図ることを防ぐことにあります。この場合、契約締結時において代表理事は代表権を有しないため、代わりに法人は法人を代表する「特別代理人」をたて、契約行為を行います。

Q.7

所轄庁以外への届出はどんなものがありますか？

A.7

登記事項が発生する時は、法務局で登記を行ってください。
⇒定款変更の際の登記(名称、目的および事業、事務所の所在地の変更など)

また、税金を申告する必要があるとき、職員がいて保険料を納入する必要があるときなどは、関係する行政機関へ提出ください。

Point …法務局への登記で特に忘れやすいのが、役員の任期満了時に代表理事が再任された場合の登記です。変更がなくても再任の登記を忘れずに行いましょう。





マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

平成28年1月利用開始

マイナンバー制度がいよいよスタートします。

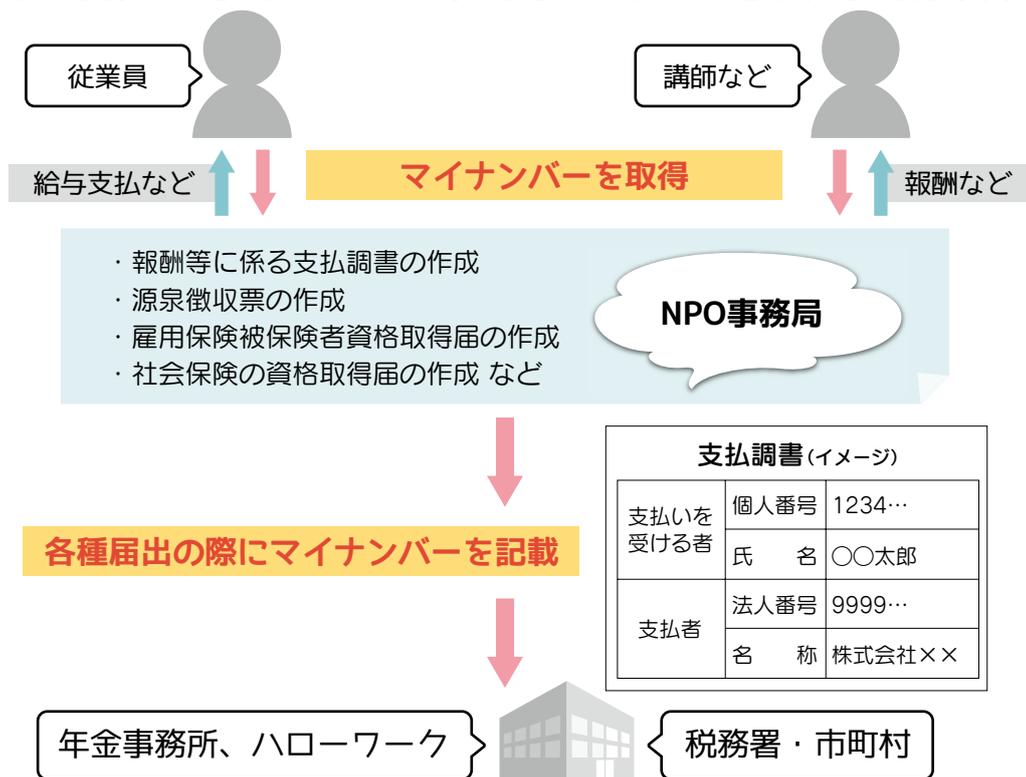
自分たちには関係のないこと、と思いませんか？
団体の規模が小さくても、法人でなく任意団体でも取り扱う可能性があります。

そもそもマイナンバーとは？

日本国内の全住民に通知される、1人ひとり異なる12桁の番号のこと。
税、社会保障、災害対策の行政手続きに利用されます。
▷個人だけでなく、法人に対しても番号が割り当てられています。NPO法人はもちろんのこと、任意団体にも番号が割り当てられる可能性もあります。
※法人番号は公開され、誰でも自由に利用できるのに対して、個人番号はその取扱いについて法律で厳しい保護管理が求められています。

団体としてマイナンバーを取り扱うのはどんなとき？ 基本を押さえよう。

NPO法人の事務において、税や社会保障の手続きで、マイナンバーを記載する必要があります。



団体としてマイナンバー利用にあたっての注意点は？

- ☆決める！ ⇒マイナンバーを扱う担当者を明確に。
- ☆集める！ ⇒マイナンバーを従業員等から取得の際は、利用目的を伝え、番号確認と身元の確認を。
- ☆管理する！ ⇒マイナンバー記載の書類は厳重な保管を。
⇒マイナンバー記載の書類は不必要になったら、確実に廃棄を。

ボランティア 応援企業活躍中!

Vol. 3

～福井県ボランティア応援企業
認証特別賞受賞企業活動紹介②～

福井県企業等ボランティア社会貢献連絡会(通称:Fパネット)では、ボランティア活動に積極的な企業(団体)を認証しています。今回は、認証を受けた中から、継続的に多くの活動を実施している企業(団体)として今年度に受賞した企業(団体)3社のうち2社の活動内容(平成26年度)を紹介します。



福井県ボランティア応援企業(団体)認証制度
認証ロゴマーク

受賞企業 株式会社ウォンツ

・「一途」のライブ公演活動(106回延22,362人対象)

ウォンツ創業者3兄妹で2008年に結成した社会貢献バンド。メンバーは、くまちゃん(長男)、どんちゃん(次男)、みっこちゃん(長女)。

全国の小中学校、特別支援学校、病院、授産施設、老人ホーム、デイサービス等でライブ公演やオリジナルソング制作を行う。歌とトークを通じて絆の大切さ、いじめや自殺防止、夢の叶え方を伝える。

・「一途」くまちゃんによる人形劇公演活動(16回延1,548人対象)

手作りの人形を使った人形劇を保育園や小学校をメインに実施。人形劇を通して、命、絆、夢を持つことの大切さを伝える。

・「一途」どんちゃんによるキャリア講演活動(8回延1,438人対象)

数々の起業経験をもとに、学生や企業の若者向けに、起業・就職・人生を楽しむ方法など様々な内容講演を実施。



一途 ライブ公演



くまちゃん人形劇公演

受賞企業 清川メッキ工業株式会社

・会社近隣の道路や公園の清掃活動(2回延約150人参加)

・献血運動の実施(2回延約40人参加)

・メッキ教室の出前講座開催

モノづくりの面白さや厳しさを伝えることを目的に、小中高学校へ社員が出向き、メッキ教室を実施(数回延約150人対象)

・おもしろフェスタinサンドームでのモノづくりメッキ教室開催

科学やモノづくりに関心を深めてもらう同フェスタにて子どもたちを対象にメッキの実演・体験・展示を実施(約100人対象)

・使用済切手・エコキャップ収集、寄付(通年)

・つなぐれボランティアの輪推進運動キャラバン出発式への協力

ボランティア推進を目的に県社協が実施した県内17市町キャラバンの出発式に役員・社員が参加・協力



道路や公園の清掃活動



おもしろフェスタでのメッキ教室

両社とも素晴らしい活動で、広く地域社会に貢献しています。また、上記企業(団体)以外にも県内の多数の企業(団体)がボランティア活動を実施・支援しており、認証を受けています。各認証企業(団体)の活動についてはFパネットホームページ(「Fパネット 応援」で検索してください)に掲載しています。ぜひご覧ください。



災害ボランティア研修会(応用編)開催

11月25日、県民活動ボランティアセンターにおいて、市町や、市町社会福祉協議会の災害ボランティア担当者などを対象に、今年度、第二弾となる災害ボランティア研修会を開催し、講義と演習を通して災害時の対応について学びました。

今回は、昨年度8月に広島市で発生した土砂災害の際、広島市災害ボランティア本部長であった、広島市社会福祉協議会ボランティア情報センターの坂本所長をお招きし、当時の活動内容など実体験に基づいたお話をいただきました。

また、演習では、敦賀市を舞台に地震と豪雨が発生したと仮定し、敦賀市の地図を使いながら、『まず、すべきことは何か。どういったものが必要になってくるか。多様な要望にどう応えていくか。』様々なケースを想定しながら、意見を出し合いました。

同じ災害は二度となく、その時々状況に対応していくしかありませんが、やはり普段からの備えが大事だと考えています。

いつ、どこで起こるのか分からないのが災害です。自分たちの地域には関係ないこと、と思わず、自分たちの地域で災害が発生した場合について考える機会をできるだけ多くもっていただきたいと思います。



▶ 講義



▶ 演習(図上訓練)

お知らせ

ボランティア関連情報

● 除雪ボランティアにご協力ください

高齢者や身体障害者の世帯など、自力で雪かきをすることが困難な方々を支援する「除雪ボランティア」に積極的な参加をお願いします。

除雪ボランティアの募集

除雪ボランティアが必要となった場合、その地域の市町社会福祉協議会(または市町)が募集を行います。

活動申込み

募集を行った市町社会福祉協議会(または市町)に直接お申込みください。

活動の内容

除雪が困難と思われる世帯(高齢者世帯、障害者世帯など)の玄関先や軒下などの除雪

※屋根の雪下ろしは行いません。

※災害ではなく、通常の降雪により除雪が必要となった場合のみ実施します。

※必ずしも、全ての市町で除雪ボランティアを募集しているわけではありませんので、ご注意ください。

除雪ボランティア募集の有無や時期、活動内容等の詳細については、お住まいの市町社会福祉協議会または県社会福祉協議会までお問合せください。

問合せ先

福井県社会福祉協議会(県ボランティアセンター)
☎ 0776-24-4987 ✉ volunt@f-shakyo.or.jp



NPO 関連情報

法人を設立した後も、各種届出書を所轄庁(県)に提出する必要があります。
紛らわしい定款変更時の届出について確認してみましょう。



● 定款変更届または定款変更認証申請書

定款を変更するには、届出で足りる場合と、所轄庁の認証が必要な場合があります。
所轄庁の認証を受けるには、法人設立時と同様に時間を要しますので、事前にゆとりをもって申請をお願いします。

☆所轄庁の認証が必要な場合(定款変更認証申請書を提出する場合)

- ①目的
- ②名称
- ③その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うもの)
- ⑤社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- ⑦会議に関する事項
- ⑧その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限り)
- ⑩定款の変更に関する事項

この10項目に該当しないなら届出を提出

● 助成金情報

◆「第11回 福井県民生協 市民活動助成金」

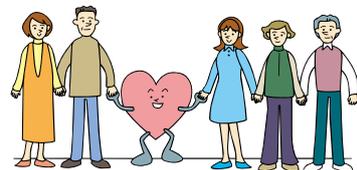
【助成対象団体】 定款または会則・規則があり、決算報告または収支報告があること。
福井県民生協組合員が最低1名以上参加していることなど。

【助成対象事業】 「食育」「環境」「福祉」「子育て支援」などの幅広い社会貢献活動分野

【助成金額】 1件あたり 10万円

【応募期間】 2016年1月31日まで

申込み
問合せ先 福井県民生協 コールセンター
☎ 0120-016-165
☆詳細はこちら⇒<http://www.fukui.coop>



NPO・ボランティアに関するご相談は…

ふくい県民活動・ボランティアセンター

住所 〒910-0858 福井県福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

TEL 0776-29-2522

FAX 0776-29-2523

E-mail f-npo-c@ceres.ocn.ne.jp

開館時間 火曜日～金曜日 9:00～21:00
土曜日・日曜日 9:00～17:00

休館日 月曜日、祝日(祝日でも土・日は開館)、年末年始

アクセス JR北陸本線「福井駅」より徒歩1分
えちぜん鉄道「福井駅」より徒歩1分